

施設のご案内



となみ療護園
 となみホームヘルプサービス

社会福祉法人 明和会

目次

1	法人の沿革	2
2	施設の特徴	2
3	施設の概要	2
4	障害福祉サービスのご案内	
	施設入所支援（となみ療護園）	
	ご利用要項	4
	福祉サービスの概要	4
	よくあるご質問	5
	生活介護（となみ療護園）	
	ご利用要項	6
	福祉サービスの概要	6
	よくあるご質問	7
	短期入所（となみ療護園）	
	ご利用要項	8
	福祉サービスの概要	8
	よくあるご質問	9
	居宅介護（となみホームヘルプサービス）	
	ご利用要項	10
	福祉サービスの概要	10
	よくあるご質問	11
5	各サービスの利用対象年齢	12

社会福祉法人 明和会 (メイワカイ)



理事長 菊池 薫 (キクチ カオル)

となみ療護園

施設長 小川 真至 (オガワ マサシ)

となみホームヘルプサービス

管理者 小川 真至 (オガワ マサシ)

〒035-0021 青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木 14 番 245

T E L (0175) 33-1100

F A X (0175) 33-1200

E-mail tonami@tonami.or.jp



携帯アドレス帳への登録

1 法人の沿革

平成 10 年 7 月	社会福祉法人設立準備会発足
平成 11 年 5 月	社会福祉法人 明和会：設立認可
平成 12 年 4 月	身体障害者療護施設事業開始、身体障害者短期入所事業開始
平成 12 年 6 月	身体障害者デイサービス事業開始
平成 15 年 4 月	施設訓練等支援事業者（身体障害者療護施設事業）の指定
平成 15 年 4 月	居宅生活支援事業者（身体障害者短期入所事業）の指定
平成 15 年 4 月	居宅生活支援事業者（身体障害者デイサービス事業）の指定
平成 15 年 9 月	居宅生活支援事業者（児童短期入所事業）の指定
平成 17 年 9 月	居宅生活支援事業者（身体障害者居宅介護事業）の指定
平成 18 年 10 月	障害福祉サービス事業所（短期入所）の指定
平成 18 年 10 月	障害福祉サービス事業所（生活介護）の指定
平成 18 年 10 月	障害福祉サービス事業所（居宅介護・重度訪問介護）の指定
平成 18 年 10 月	相談支援事業所の指定
平成 24 年 3 月	障害者支援施設の指定
平成 24 年 4 月	特定相談支援事業所の指定

2 施設の特徴

1. 障害者のための福祉施設です

障害者総合支援法に基づき、申請により給付を決定された障害者（児）がご利用いただけます。
※各サービスの利用対象者は巻末の一覧表をご覧ください。

2. 施設を拠点とした総合サービス

障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）、短期入所、居宅介護、計画相談支援を併設事業として一体的に運営することにより、ご利用者へ提供することが可能なサービスをご提案します。

3. 小さな施設で大きな安心

障害者支援施設については利用定員規模が小さなことで、気配り目配りが行き届きやすい配置となっており、ご利用者へ安全と安心を提供します。

3 施設の概要

敷地面積	6,782㎡	建物面積	本体 1,663㎡ 附属機械室 50㎡
構 造	鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根平家建 1棟		

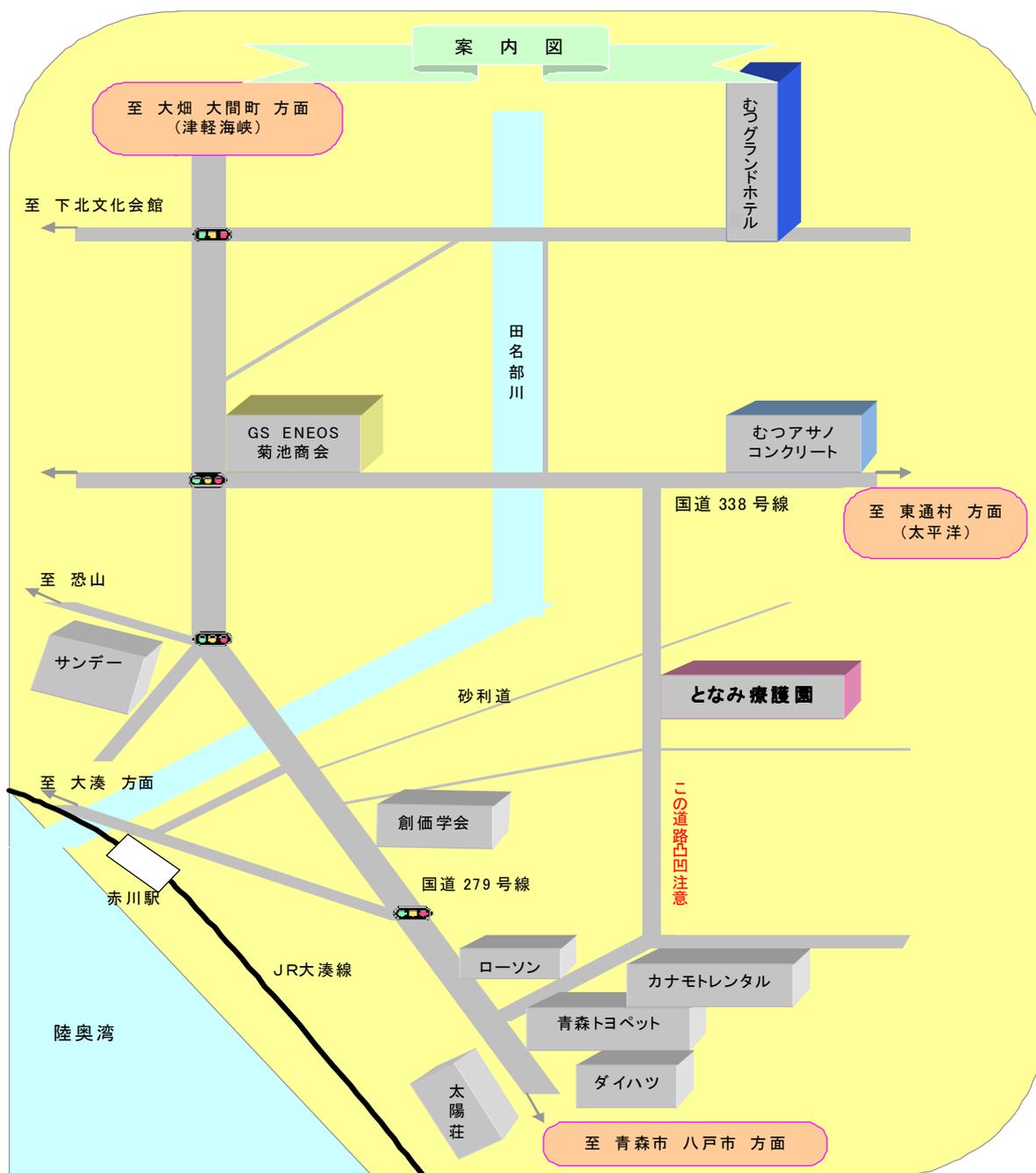
整備費（新築時）		財 源	
建築費	354,270,000円	日本自転車振興会補助金	247,360,000円
設備費	25,200,000円	むつ市補助金	5,153,000円
		借入金	100,000,000円
		自己資金	26,957,000円
合 計	379,470,000円	合 計	379,470,000円

【となみ療護園】

事業種類	施設入所支援（定員30名）、生活介護（定員50名）、短期入所（定員2名） 計画相談支援、日中一時支援
居室	20室（1人部屋×7、2人部屋×13） 電動ギャジアップベッド、コールブザーボタン式並びにマイクスピーカー、ベッドヘッドライト、固定式整理タンス、キャビネット（カード式施錠金庫内蔵）、来客用イス、加湿器、空気清浄機、掛時計、温度・湿度計、スクリーンカーテン（出入口用、窓用）、インターネット接続LAN配線、出入口粘着マット（必要に応じて）他
設備	非常用放射性物質除去空調設備、非常用自家発電設備、スプリンクラー、自動火災報知器、火災煙感知器、非常通報装置、屋内消火栓、車椅子用機械浴槽、ストレッチャー用機械浴槽、一般浴槽2、床暖房、トイレ（全箇所シャワー・温風付便座、コールブザーボタン式及び引き輪スイッチ設置）他

【となみホームヘルプサービス】（併設）

事業種類	居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）、重度訪問介護、移動支援
設備	事務室（受付、相談業務に必要な備品と空間を確保している）



4 障害福祉サービスのご案内

— 施設入所支援（となみ療護園） —

夜間や休日、住まいの場として施設において日常生活上の支援等を行います。

【ご利用要項】

対 象 者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害支援区分4～6（50歳以上は区分3対象） <input checked="" type="checkbox"/> 18歳以上65歳未満（入所時） 以上に該当される方
利 用 手 続	当施設へご相談ください。
利 用 の 費 用 額	ご利用介護給付費サービスの1割が利用者負担額です。但し、所得に応じて月額上限額が設定されます。 この他に食費・光熱水費は実費負担です。但し、補足給付があります。 なお、嗜好品や個人的な趣味等に要する費用等は、介護給付費に含まれていないため、ご自身のお支払いとなります。
利 用 す る 時 に 持 っ て 来 る も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス受給者証（必ず） ・ 障害を認定する手帳（身障害者手帳、愛護手帳等お持ちの方）（必ず） ・ 健康保険被保険者証（お持ちの方） ・ 重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方） ・ 印鑑（必ず） ・ 洗面具など身の回りの日常品、上履き、衣類（必ず） ・ その他ご本人が必要とするもの（大きなものは事前にご連絡ください）
サ ー ビ ス 提 供	年中無休

【障害福祉サービスの概要】

- ① 心身の状況に応じた適切な介護
- ② 食事の提供
- ③ 健康管理
- ④ 相談及び援助

医療および健康管理

ア 医療

- ・ 嘱託医師による診察・治療

イ 服薬の支援

ウ 通院と治療

- ・ 但し、協力医療機関以外への通院・治療を希望される場合は、介護給付費に含まれていないので別途費用が必要です。



よくあるご質問

施設入所支援（とらみ療護園）

ご質問

施設入所したいのですが、**満員の場合**はどうすればよいのですか？

お答え

空きをお待ちになる場合は、**待機者として当施設で申込を受付**いたします。
 なお、待機の順番については、障害程度、緊急度、必要度等を考慮し調整することになっています。
 また、待機期間のお約束はできません。

ご質問

年齢が**65歳以上**ですが、施設に入所できますか？

お答え

年齢が65歳を超えてから施設入所を必要とする状況となった場合、給付調整規定に基づき**介護保険給付が優先**されることになっています。ほとんどの場合で介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）を利用されることとなります。

ご質問

入所中に年齢が**65歳となった場合**はどうなるのですか？

お答え

引き続いての**ご利用が可能**です。又、ご本人の希望により施設を退所して特別養護老人ホーム等へ入所の契約をされることも可能です。（介護保険で要介護認定を受けた場合に限る）

ご質問

施設入所中に病院へ**入院**することになった場合は、どうなるのですか？

お答え

入院期間が**3ヶ月間を超える場合は、給付決定が取り消され施設退所**となります。また、診療計画において入院期間が3ヶ月間超要すると計画された場合でも施設退所となります。（再入院することを予定し、一時的な退院により入院期間の算定を更新することを含みます。）
 入院期間が3ヶ月間を超えない場合は、施設に在籍していることとなります。

ご質問

自宅に帰省して**外泊した期間や病院へ入院している期間の利用者負担額**は、どうなるのですか？

お答え

外泊や入院した場合であってもその日数や支援に応じた介護給付費が算定されます。このため通常利用より金額は小額ですが利用者負担額は発生します。なお、入院した初日（施設を出た日）と退院した日（施設に帰った日）は、施設を通常にご利用した日としてカウントされます。

ご質問

利用者負担額はどれ位なのですか？

お答え

サービス量と所得に着目した負担の仕組みになっています。（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定）食費・光熱水費については実費負担ですが、**合計負担額としては、年金収入等から差し引いて少なくとも手元に25,000円が残る**ように減免措置があります。



施設から望む釜臥山

— 生活介護（となみ療護園） —

常に介護を必要とする方に、日中活動の場として施設において支援サービス等を行います。

【ご利用要項】

対 象 者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害支援区分3～6（50歳以上は区分2対象） <input checked="" type="checkbox"/> 18歳以上65歳未満（原則） 以上に該当される方
利 用 手 続	当施設へご相談ください。
利 用 の 費 用 額	<p>ご利用介護給付費サービスの1割が利用者負担額です。但し、所得に応じて月額上限額が設定されます。</p> <p>この他に食費は実費負担です。但し、低所得者は減額されます。</p> <p>なお、嗜好品や個人的な趣味等に要する費用等は、介護給付費に含まれていないため、ご自身のお支払いとなります。</p>
利 用 す る 時 に 持 っ て 来 る も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス受給者証（必ず） ・ 印鑑（必ず） ・ 上履き ・ 入浴後の着替え ・ その他ご本人が必要とするもの（お薬など）
サ ー ビ ス 提 供	<p>通所利用は、月曜日から土曜日まで（12月31日から1月2日までを除く）</p> <p>サービス提供時間 9：00～15：15（送迎時間除く）</p>

【障害福祉サービスの概要】

① 心身の状況に応じた適切な介護

- ・ 入浴については、利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清しきをおこなうなど適切な方法で実施します。ただし、感染予防・危険防止のため利用ができない場合があります。
- ・ その他必要な日中活動上の支援

② 食事の提供

- ・ 栄養と利用者の身体の状態を考慮した食事の提供をおこないます。基本献立に関しては医師による指示・栄養士による摂取管理・身体状況による個別対応を行います。なお、本人の嗜好や当日の食欲等による要望に対しては、有料メニューにて対応致します。

③ 健康管理

④ 相談及び援助

⑤ 個別的なりハビリテーション

- ・ 理学療法
- ・ 作業療法



⑥ 創作活動又は生産活動の機会の提供

- ・ 生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮し、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて企画します。また、作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないように配慮するとともに、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行います。
- ・ 生産活動に従事している利用者には、その生産活動による事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃としてお支払いします。（詳細は別途お知らせします。）

※ 通所者の送迎については、利用者のご要望により、ご自宅と施設の区間に限り無料で送迎します。但し、範囲はむつ市内と近隣地区とします。（ご相談下さい）

よくあるご質問

生活介護（となくみ療護園）

ご質問

通所利用契約をすれば、その日に急に行きたくなって利用することはできますか？

お答え

生活介護のサービスは自由利用はできません。あらかじめ立てた**個別支援計画に基づいて利用**することが原則です。

ご質問

創作活動、生産活動とは？

お答え

紙などを使った**創作物の作成や簡単なリサイクル作業を計画**しています。実施にあたっては参加者それぞれの状況や意向に応じて創作・生産活動に携わることができるよう個別作業プランを立てた上で行いたいと考えています。今後の具体的な計画については、多方面に可能性を模索し実施する方針です。

ご質問

年齢が**65歳以上**ですが、通所利用できますか？

お答え

介護保険サービスが利用できる場合は、**介護保険サービスが優先**されます。

ご質問

送迎サービスの際、**帰路途中のスーパーマーケットで下車**できますか？

お答え

この事業での無償送迎サービスは、**ご自宅と施設間に限って特別に認められているものです。途中下車はできません。**



平行棒による歩行訓練の様子



車いすのまま乗車できる特殊車輛による送迎



横になったまま入浴できる特殊機械浴槽



座ったまま入浴できる特殊機械浴槽

— 短期入所（となみ療護園） —

介護者が病気などの場合、短期間施設に入所して一時的な保護を行います。

【ご利用要項】

対 象 者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者（児） <input checked="" type="checkbox"/> 障害支援区分1～6（児童は単価区分1～3） <input checked="" type="checkbox"/> 65歳未満（原則） 以上に該当される方
利 用 手 続	当施設へご相談ください。
利 用 の 費 用 額	ご利用介護給付費サービスの1割が利用者負担額です。但し、所得に応じて月額上限額が設定されます。 この他に食費・光熱水費は実費負担です。 なお、嗜好品や個人的な趣味等に要する費用等は、介護給付費に含まれていないため、ご自身のお支払いとなります。
利 用 す る 時 に 持 っ て 来 る も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス受給者証（必ず） ・ 障害を認定する手帳（身障害者手帳、愛護手帳等お持ちの方） ・ 健康保険被保険者証（お持ちの方 コピーOK） ・ 重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方 コピーOK） ・ 印鑑（必ず） ・ 洗面具など身の回りの日常品、上履き、衣類（必ず） ・ その他ご本人が必要とするもの（大きなものは事前にご連絡ください）
サ ー ビ ス 提 供	年中無休

【障害福祉サービスの概要】

① 日常生活の支援

ア 食事の提供（食材料費は別途いただきます。）

・ 栄養とご本人の身体の状態を考慮した食事の提供を行います。基本献立に関しては、医師による指示・栄養士による摂取管理・身体状況による個別対応を行います。又、ご本人の嗜好やその時の食欲等によるご要望に対しては、有料メニューにて対応致します。

朝食（07:30～08:00）、昼食（11:30～12:00）、夕食（17:00～17:30）

イ 入浴又は清しき

・ 入浴・清しきは、ご本人の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴することが困難な場合には清しきを行うなど適切な方法で実施します。ただし、感染予防・危険防止のため利用ができない場合があります。また、入浴に関しては、性別による週間スケジュールがあります。（入浴可能日が決められています）

ウ 排せつ

・ ご本人の心身の能力を最大限活用し、排せつの自立に向けた支援を行います。

エ 着脱衣、整容

② 生活相談

③ 健康管理

ア 医 療

・ ご本人に病状の急変が生じた場合は、協力医療機関への連絡など必要な措置を講じます。

イ 服薬の支援

※ 送迎については、原則としてご家族等にお願いしていますが移動困難な場合など特別な事情の場合は、ご自宅と施設の区間に限り送迎を行います。送迎範囲はむつ市内とし、料金は無料です。但し、児童（18歳未満）の場合は保護者等が送迎してください。



食事前の体操



温冷配膳車

よくあるご質問

短期入所（となみ療護園）

ご質問

利用するための要件は？

お答え

障害福祉サービス受給者証に短期入所の給付が決定されていること並びに、ご本人が必要とするサービスを当施設が提供可能であることの2点が要件となります。それぞれについては次のとおりです。

1. 短期入所の給付が決定されることについては、

- ・ 障害支援区分（児童は単価区分）が認定されていること
- ・ 障害のため介護を必要とするが、介護者の疾病その他の理由等により、家庭において介護を受けることができず一時的な保護が必要と認められること
- ・ 介護保険の認定を受けていないこと

※ご本人が介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている場合は、介護保健施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設等）の利用が優先されます。ただし、ご本人が当施設での利用を希望し、かつ、身近に介護保険の短期入所事業所がない場合などやむを得ない事情がある場合には、障害者サービスでの短期入所を利用できることとなっています。

2. ご本人が必要とするサービスを当施設が提供できない具体例としては、

- ・ 医療機関に入院するような状態である場合
- ・ 当施設では対応できない感染症の方
- ・ 保育士を必要とするような幼児
- ・ 他の利用者に大きく影響を与える等の、**特別の事由**がある場合

ご質問

初めて利用したいのですが、具体的な手順は？

お答え

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で短期入所の給付決定されている場合は、

1. 当施設までご連絡してください。
2. 担当者がご自宅まで出向き、利用者ご本人の体調・障害状況・ご要望等をお伺いします。
3. 短期入所ご利用にあたってのご説明をします。
4. 利用者ご本人（未成年の場合は保護者）と施設との間で利用契約を交わします。
5. 短期入所サービスのご利用となります。

※次回からは2.3.4.はありません。

障害福祉サービス受給者証をお持ちでない方は、

1. 当施設までご連絡してください。
2. 市町村福祉の係の窓口にて給付の申請をしてください。
3. 給付決定されましたら、当施設までご連絡ください。
4. 担当者がご自宅まで出向き、利用者ご本人の体調・障害状況・ご要望等をお伺いします。
5. 短期入所ご利用にあたってのご説明をします。
6. 利用者ご本人（未成年の場合は保護者）と施設との間で利用契約を交わします。
7. 短期入所サービスのご利用となります。

※次回からは2.3.4.5.6.はありません。

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で短期入所の給付決定されていない場合は、

1. 当施設までご連絡してください。
2. 市町村福祉の係の窓口にて給付の申請をしてください。
3. 給付決定されましたら、当施設までご連絡ください。
4. 担当者がご自宅まで出向き、利用者ご本人の体調・障害状況・ご要望等をお伺いします。
5. 短期入所ご利用にあたってのご説明をします。
6. 利用者ご本人（未成年の場合は保護者）と施設との間で利用契約を交わします。
7. 短期入所サービスのご利用となります。

※ 次回からは2.3.4.5.6.はありません。

— 居宅介護・重度訪問介護（となみホームヘルプサービス） —

居宅において介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
【ご利用要項】

対 象 者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者（児） <input checked="" type="checkbox"/> 障害支援区分1～6（児童は単価区分1～3） <input checked="" type="checkbox"/> 65歳未満（原則） 以上に該当される方（重度訪問介護については別に対象要件があります）
利 用 手 続	当施設へご相談ください。
利 用 の 費 用 額	ご利用介護給付費サービスの1割が利用者負担額です。但し、所得に応じて月額上限額が設定されます。 2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の負担額をいただきます。 むつ市外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額をいただきます。
利 用 す る 時 に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス受給者証（必ず） ・ 印鑑（必ず） ・ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気の使用を含む） ・ その他ご本人が必要とするもの
サ ー ビ ス 提 供	年中無休 サービス提供時間 8:00～18:00

【障害福祉サービスの概要】

サービス区分		サービス内容
居宅介護	身体介護	対象者：障害支援区分1以上の障害者 ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 <input type="checkbox"/> 入浴の介助や清しき（体をふく）や洗髪など <input type="checkbox"/> 排せつの介助、おむつ交換 <input type="checkbox"/> 食事の介助 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱の介助 <input type="checkbox"/> その他必要な身体介護（医療行為はできません。）
	家事援助	対象者：障害支援区分1以上の障害者 ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。 <input type="checkbox"/> 利用者の食事の用意 <input type="checkbox"/> 利用者の衣類等の洗濯 <input type="checkbox"/> 利用者の居室の掃除や整理整頓 <input type="checkbox"/> 利用者の日常生活に必要な物品の買い物 <input type="checkbox"/> その他関係機関への連絡など必要な家事
	通院等介助 （身体介護を伴う場合）	対象者：障害支援区分2以上で身体介助が必要であると認定されている障害者 通院等の外出のために必要な介助を行います。 <input type="checkbox"/> 病院へ通院するための介助 <input type="checkbox"/> 公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れるための介助
	通院等介助 （身体介護を伴わない場合）	対象者：障害支援区分1以上の障害者 （その他同上）
重度訪問介護	対象者：重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者 居宅において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。 <input type="checkbox"/> 身体介護、家事援助 <input type="checkbox"/> 外出時における移動中の介護 <input type="checkbox"/> 介護等に関する相談・助言その他生活全般にわたる援助	

※ その他必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上の相談助言を行います。

※ 対象者の詳細については、次章「各サービスの利用対象者」をご参照ください。

よくあるご質問

居宅介護・重度訪問介護（となみホームヘルプサービス）

ご質問

利用をキャンセルした場合の料金等はどのようになるのでしょうか？

お答え

利用者負担額はありますが、前日の午後5時までに申し出が無かった場合には、これ相応額をキャンセル料として**お支払いいただく場合があります**。但しご利用者の体調不良等やむをえない場合は、この限りではありません。

ご質問

ホームヘルパーを指名することはできますか？

お答え

ご利用者から特定のホームヘルパーを**指名することはできません**が、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

ご質問

いつも同じホームヘルパーが来るのでしょうか？

お答え

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、**複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供**します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予めご利用者に説明するとともに、ご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

ご質問

銀行でお金を引き出し買物してくれますか？

お答え

預貯金の引き出しや預け入れは行いません。預貯金通帳・カードはお預かりできません。

ご質問

家族が介護に大変なので**家の中、庭等の掃除や家族の調理・洗濯**をしてくれますか？

お答え

ご利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除はできません。また、**ご利用者以外の方の調理や洗濯もできません**。

ご質問

通院等介助の際に自宅から病院までの**車両移動にかかる運賃はいくら**ですか？

お答え

この場合は、一般乗用旅客自動車運送事業の「介護輸送サービス」に該当します。当事業所では15分毎につき100円の運賃を設定しています。

なお、当事業所は認可事業所ですので安心してご利用ください。



施設から望む釜臥山

5 各サービスの利用対象者

サービス事業名（事業所名）	障害種別	障害支援区分						その他の要件項目
		1	2	3	4	5	6	
施設入所支援 （となみ療護園）	身体			50↑				・「50↑」は50歳以上の場合に限り対象
	知的			50↑				
	精神			50↑				
	児童							
生活介護 （となみ療護園）	身体		50↑					・「50↑」は50歳以上の場合に限り対象
	知的		50↑					
	精神		50↑					
	児童							
短期入所 （となみ療護園）	身体							（児童については障害支援区分を設定しないことになっているため単価区分として設けられている）
	知的							
	精神							
	児童	（単価区分1～3）						
居宅介護 （となみホームヘルプサービス）	身体							・身体介護を伴う通院等介助のサービスについては障害支援区分2以上であり且つ身体介助が必要であると認定されている場合に対象
	知的							
	精神							
	児童							
重度訪問介護 （となみホームヘルプサービス）	身体							・重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、重度の精神障害者が対象 ・「15↑」は15歳以上で児童相談所長の通知により対象
	知的							
	精神							
	児童	15↑						

が利用対象者

※児童相談所長の通知とは、「者」のサービスが必要な15歳以上の障害児が「者」と同じ手続きで対象となるかの判定である。

○ 平成25年4月からの障害者総合支援法では障害者の範囲に難病等が加えられました

※ 今後、表記した内容に変更や追加がある場合があります。

※ 最新の「施設のご案内」をお知りになりたい方は、社会福祉法人 明和会のホームページをご覧ください。（巻頭ヘッダーの更新日を見てください。）

ホームページアドレス <http://www.tonami.or.jp/>



施設から望む釜臥山